

楽しく学べる 仕事ができる!

平成21年4月15日発行 (毎月2回1日・15日発行)
第43巻 第8号 通巻747号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

4.15
2009

バンクビジネス

特別企画

最近注目を集める
農業ビジネスってな~に?

新連載

ケーススタディ
取引先への資金繰り改善提案

今すぐ使える
保険商品の説明トーク

特集

決算書の
基本と見方を
徹底
マスターする



ワンランク上をいく

相続対策 アドバイス

新連載

落合会計事務所
税理士

落合孝裕



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikei.com/>

相続の概要と 相続税の対象となる財産

相続とは、人が亡くなり、その相続人が財産や債務を引き継ぐことをいいます。

人が亡くなると、通夜、告別式、その後に、初七日、四十九日——と続きます。最近では、初七日は告別式に続けて同じ日に行うことが多いようです。

四十九日まで無事終わったところで、相続人の間で、残された財産

をどう分けるか話し合いをすることになります。この話し合いのことを、「遺産分割協議」といいます。

例えば、夫が亡くなった場合、妻と子供が相続人になり、夫が残した不動産や預貯金などについて、妻と子供の間で遺産分割協議を行います。相続人の全員が合意した内容について、「遺産分割協

議書」という書面にまとめて、それに相続人全員がサインをして実印を押します。

この遺産分割協議書が作成されて初めて、不動産や預貯金等の名義変更が可能になります。

ただし、「遺言書」が残されていれば、遺言書の内容が優先されます。この場合は、遺産分割協議を行わずに、遺言書をもとに名義変更ができることになります。

**相続税の納付期限は
被相続人死亡から10カ月以内**

さて、亡くなった人のことを税法では「被相続人」といいます。

被相続人が残した財産の合計額から、債務の合計額を引いて、さらに「基礎控除額」を引いてまだ残額がある場合は、「相続税」の申告と納税が必要となります。

申告書を税務署に提出し、相続税の納税を金融機関で行います。期限は、被相続人が亡くなった日から10カ月以内です。

基礎控除額は、「5000万円＋1000万円×相続人の数」です。

図表1 相続税の対象となる財産とその評価方法

預貯金	相続当日の残高、定期預金は解約利息を加算
土地	1㎡当たりの路線価×面積（細かい調整がある）
建物	固定資産税評価額
上場株式	以下のうち一番低い金額 ①相続当日の終値 ②相続月、③前月、④前々月の各終値の月平均
生命保険金	生命保険金の額－500万円×法定相続人の数
死亡退職金	死亡退職金の額－500万円×法定相続人の数

図表2 相続税の対象から差し引かれる債務

借入金	相続当日の残高
未払金	入院費用、カード購入代金などの未払額
未払税金	所得税、住民税、固定資産税など被相続人が納税すべき税金のうち、期限が到来していないもの
敷金・保証金	賃貸不動産について、賃借人から預かっている金額
葬式費用	通夜、葬式（告別式）費用一式（初七日、四十九日の費用は含めない）

相続人が妻と子供2人で合計3人ならば、基礎控除額は「500万円＋100万円×3人＝800万円」になります。仮に財産が、自宅300万円と預金200万円となり、800万円に

で、わずか4%のみが相続税を申告したことになります。つまり、100人のうち96人は申告の必要がなかったのです。

意外に少ないでしょうか？ 基礎控除額をはるかに下回る財産しかないお客様に、相続税の納税の話

を延々としても、あまり意味がないことになりますね。

といっても、財産の多少にかかわらず、遺言書がない限り、遺産分割協議書の作成は必要です。

皆さんの支店で預かっている預金は、預金者本人が亡くなった時点で、相続人全員の共有財産となります。たとえ妻といえども遺産分割協議書がなければ、1円たりとも引き出すことはできないのです。

土地は路線価で建物は固定資産税評価額で評価する

ここからは、相続税の対象となる財産と、その評価方法について順に説明しましょう。

被相続人が持っていた財産は、金額的には、預貯金、不動産、上場株式がほとんどでしょう。

まず預貯金については、被相続人が亡くなった日の残高で評価します。亡くなる直前に、葬式代などの支払いのため、まとまった金額を引き出しておくことがよくあります。

この場合、相続当日の預金残高はその分少なくなります。引き出した現金は相続人の手元に残っているはずですので、その現金も財産としてカウントする必要があります。

次に不動産については、土地は路線価、建物は固定資産税評価額により評価します。

路線価は、7月1日にその年のものが国税庁より発表されます（昨年より1ヵ月早くなった）。全国の道路に1㎡当たりの価格が付され、これに基づきその道路に面する土地の評価額を計算します。例えば、1㎡30万円の路線価に接している土地100㎡であれば、評価額は3000万円になります。路線価の評価方法については、次回以降でもっと詳しく見ていきます。

さらに上場株式については、亡

は及ばないので、相続税を申告・納税する必要はありません。さて、ここで問題です。わが国で毎年亡くなる人の中で、相続税を納めるだけ財産を持っている人はどのくらいいるのでしょうか？ 国税庁のHPを見てみますと、平成18年のデータで、申告件数は4万5177件となっています。平成18年の死亡者数は109万人（総務省統計局のHP）ですの

◀お客様にはこんなアドバイスを!



なくなった日の終値で評価しますが、その月、前月、前々月の各終値の月平均と比べて一番低い評価額を選ぶことができます。

生命保険と死亡退職金は一定額が非課税とされる

このように、ほとんどの財産が相続税の対象となりますが、一方で、相続税の対象とならない財産もあります。

まず、墓地・仏壇です。いくら高価なものであっても、相続税の対象にはなりません。したがって、墓地や仏壇は生前に買っていただいたほうがトクですね。さらに、相続人が受け取った生命保険金と死亡退職金も、一定額は相続税の対象になりません。

生命保険金は、もともと本人が生前に所有していた財産ではありませんが、相続税の対象です。ただし、保険金額の全額が相続税の対象となるわけではなく、相続人1人当たり500万円が非課税とされます。

例えば、相続人が妻と子供2人で、生命保険金を5000万円受

け取った場合、「5000万円×1人+500万円×3人=3500万円」が相続税の対象となります。また、死亡によって受け取る死亡退職金も生命保険金と同様、相続人1人当たり500万円の非課税枠があります。

亡くなった後に納期がくる税金等も債務として差し引く

以上のような評価方法で被相続人の財産を合計し、そこから債務の合計額を差し引きます。

債務とは、借入金など支払う義務があるものです。所得税や固定資産税等の税金も、亡くなった後に納期がくるものは債務になります。さらに、通夜、葬式の費用一式も対象になります。財産から控除される債務をまとめると、**図表2**のとおりです。

財産から債務を差し引いて、先に説明した基礎控除額を差し引いて、残額があれば相続税を納税する必要があります。

さて、今回は相続税の総論をお話ししましたが、次回以降は、各論に入っていきます。